

平成25年度 施政方針

(平成25年3月5日)

本日ここに、平成25年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。議員各位には、日頃から円滑な町政推進にご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今期定例会は、平成21年11月に町政をお預かりいたしまして以来、早3年3ヶ月が経過し、任期最終となる通年予算を提案させていただくこととなりました。

振り返りますと、この間、私は「安心・活力・愛のあるまちづくり」を旗印に、常に町民の皆様の目線に立った町政を推進してまいりました。おかげをもちまして、地域医療の充実をはじめ、きめ細かな保健福祉関係事業や、畑川ダム関連事業、小学校統合整備事業、さらには、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備など本町の将来の発展に向けた数々の事業が、完成あるいは着実に進展し、本町が大きく飛躍する「時」が、すぐそこまで来ていると実感しているところであります。

円滑な町政運営にご指導、ご鞭撻をいただいております議員各位、町民の皆様に心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

また、私の任期4年を物語の「起・承・転・結」に例えるなら、今年は「結」の年となります。すなわち、町民の皆様にお約束した「安心・活力・愛のあるまちづくり」の第一話を「完結」させる年と考えております。

任期の最終年度という一つの区切りを迎えるにあたり、ここに改めまして、町民の皆様の幸せのために全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げます。

さて、昨年12月の衆議院議員総選挙により、新政権が発足いたしました。わが国の経済は、長引く円高・デフレ不況により閉塞感が払拭できない状況にあり、特に、製造業の競争力は低下し、貿易赤字は拡大しております。その中であって、第二次安倍内閣の発足とともに景気回復への期待が膨らんでおり、「三本の矢」とされる日本経済の再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の実現に大きな期待を寄せるものであります。

こうした中、去る1月22日には政府と日本銀行がデフレ脱却に向けて物価上昇率を前年比2%とする目標を盛り込んだ「共同声明」を発表し、平成26年からは、毎月13兆円のペースで国債などを買い入れる金融緩和策を決定したほか、2月26日に成立した平成24年度第一次補正予算では、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として10兆2,815億円を追加する大型補正を行い、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方により、切れ目のない経済対策が実行されつつあるところであります。

また、平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行うこととし、前年度予算に対し実質0.3%減の92兆6,115億円が編成されたところであります。

なお、平成25年度の地方財政対策におきましては、一般財源総額は平成24年度と同水準が確保される一方、地方交付税におきましては地方公務員給与の削減を前提として約4,000億円が減額されたところであります。また、地方税の増収を見込む一方で社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、13兆2,808億円の財源不足が生じると見込まれております。この不足分は、赤字地方債と言われる臨時財政対策債を6兆2,132億円借り入れて補てんするなど、地方においても依然として借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

こうした情勢の中、京丹波町の未来づくりを具体的にどう進め、どのように次の世代へ引き継いでいくのか。

平成25年度の町政運営の基本方針につきまして申し述べたいと思います。

まずは、「安心」のあるまちづくりであります。

私は、町長就任以来、町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題として、地域医療の確保を掲げ、最優先に取り組んでまいりました。おかげをもちまして、医療等審議会の答申に基づき、平成23年度から京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化をはじめ病院と診療所の連携強化を図ることができました。また、昨年4月からは、新たに3名の常勤医師をお迎えし、医療体制の充実が図れたところであります。今後とも、京都府や府立医大及び関係医療機関との連携を一層深め、地域に根ざした「私たちの町の私たちの病院」として、予防と回復に重点を置いた地域包括医療の推進に努めてまいります。なお、和知歯科診療所につきましては、現在開設しております和知保健センターの2階から1階に移設し、利用者の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

次に、住民の安心・安全な、そして、健康で心豊かな生活を保障するため、生活習慣病予防を重視した特定健診をはじめ、女性特有のがんや働く世代の大腸がん検診などを引き続き推進するとともに、若年層や勤労者も含めた幅広い受診ニーズに対応してまいります。また、安心して医療が受けられるよう心身障害者や母子家庭等に対する医療費助成をはじめとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分をすべて公費負担とする制度を継続してまいります。

さらに、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、在宅の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる町を目指し、医療・介護・保健・福祉が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

障害者支援では、相談支援事業の拡充を図ることにより、きめ細かな障害福祉

サービスの提供に努めます。また、災害時要援護者の避難支援体制を確立するための取組を進めてまいります。

また、消費者の安全確保に関しましては、消費生活相談員による「消費者相談窓口」を継続し、高齢消費者のトラブル防止など消費生活にかかる相談体制の充実と関係機関と連携した啓発活動に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、消防団に配備しております小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新をはじめ、原子力防災対策として「原子力防災のしおり」の作成や、避難所用パーテーション、防護服、個人線量計などの災害対策備品の整備のほか、昨年実施いたしました「原子力災害住民避難訓練」を本年度も計画してまいりたいと考えております。また、災害現場や災害対策本部との通信確保のため、デジタル移動系防災行政無線の基本設計に取り組んでまいります。

次に、一般住宅等の耐震化につきましては、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物につきましては、引き続き耐震診断等を促進してまいります。

さらに、平成23年度から3年間の計画で実施しております住宅改修補助金交付事業を推進し、耐久性の向上やバリアフリー化等の住宅改修を促進するとともに地域経済の活性化を図ってまいります。

町営バスの運行につきましては、昨年、実施しました運賃半額の社会実験や高齢者の方を対象とした「生活支援に対するアンケート調査」の結果を踏まえ、新たな交通体系の構築を検討し、利用しやすい町営バスとなるよう対応してまいります。

さらに、地元唯一の高校であります須知高校への通学につきましては、町営バスの利用促進策として引き続き通学助成を実施いたします。

次に、「活力」のあるまちづくりであります。

地域の特徴を活かした産業振興や生活環境の向上及び地域の活性化に向けた社会資本整備により、活力みなぎるまちを目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進を主要施策として取り組んでまいります。特に、本年度も有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、一層強化してまいります。被害防止対策では、国の野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置を推進するとともに、捕獲対策では、狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や町域を越えた広域捕獲の実施のほか、ドロップネット方式に加え、新たにゲート式自動捕獲装置の実証研究を地域住民と連携して行うなど捕獲の強化を図ってまいります。

農業振興面では、農業機械の導入や施設整備、技術指導等を通じた農業後継者や営農組織など地域の担い手育成に努めてまいります。

特産物振興対策では、戸別所得補償制度に代わる経営所得安定対策のほか、特産物産地化等形成助成などの町単費事業の推進により、主要特産物である黒大豆、小豆、クリをはじめ、そば、京野菜、京かんざしなど本町特産物の生産振興を図り、ブランド力を高めてまいります。

また、農作物の生産にあたっては、畜産堆肥の活用による土づくりを推進し、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ってまいります。

京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業につきましては、食をテーマとした様々な取組の推進や、本町を「食のまち」として広く情報発信し、町内への集客による産業の活性化を図ってまいります。

特に、京丹波・食の祭典につきましては、本年度も丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催し、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、このイベントを町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金事業による地域ぐるみの活動を引き続き促進するとともに、命の里事業など地域力の向上を目指した集落連携活

動への支援に取り組んでまいります。

鳥インフルエンザ発生農場跡地につきましては、建物等の解体撤去に向けた設計を行うこととしており、あわせて地元や大学との連携により活用計画を作成し、それに基づいて事業化へと進んでいきたいと考えております。

林業振興面では、森林の持つ多面的機能を良好に維持し、あわせて林業経営の向上や林業団体の育成を図るため、森林を整備する地域活動への支援を行うとともに、効率的な森林施業のための路網整備として、坂原地区と西河内地区を結ぶ「森林管理道塩谷長谷線」の開設工事を推進します。また、木のぬくもり活用推進事業として、森林・林業の方向性などを定めた「京丹波町森づくり計画」に基づき、森林の整備・保全や林業経営の向上対策、森林資源の循環活用、さらには、木を使う暮らしの促進など森林への関わりを増やす取組を進めてまいります。

また、昨年4月に開校した「京都府立林業大学校」につきましては、2期生として新たに20名の学生が入学される予定であり、実習林の提供など運営面での支援はもちろん、様々な面で連携を強め、林業の担い手確保と育成、さらには林業振興と町の活性化を図ってまいります。

なお、昨日、京都府庁におきまして、京都府及び北海道の関係職員立会いのものと、北海道下川町と友好交流協定を締結いたしました。

下川町は、国家戦略プロジェクトである「環境未来都市」の選定のほか、森林総合産業特区の指定を受け、森林・林業の総合産業化を目指す先駆的な町であります。職員の人事交流をはじめ、様々な情報交流や協力を通じまして、両町の林業振興や木質バイオマスの活用等による地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、厳しい経済情勢の中、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、町内の消費拡大を図るため、本年度においても町

商工会のプレミアム商品券発行事業に支援を行ってまいります。

また、念願でありました畑川ダムがついに完成いたします。

ダムによる新たな水源の確保や、京都縦貫自動車道の名神高速道路との連結など、本町への企業立地の諸条件が飛躍的に向上する中、今回、幅広い業種の企業立地を誘導するとともに地元雇用を確保するための「企業立地促進条例」(案)を提出させていただくところであります。積極的な企業誘致に取り組んでまいりますので格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、観光振興につきましては、京丹波町観光協会と連携を図りながら、農林産物、スポーツ・レクリエーション施設、伝統行事など様々な観光資源を活用した京丹波町ならではの観光事業を推進し、多くの人々が訪れるまちづくりを推進してまいります。

次に、道路等の整備であります。道路は通勤・通学の利用をはじめ、住民生活や社会経済活動の動脈として欠かすことのできない社会基盤であることから、引き続き、安全で安心して利用できる道路整備と維持管理に努めてまいります。

国道関係につきましては、国道478号「京都縦貫自動車道」の京都第二外環状道路の完成により名神高速道路と連結されます。また、京丹波町内で進められています丹波綾部道路につきましても、平成26年度の供用を目指して鋭意進められていることから、約100キロメートルの全線供用に向けて引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

「未来への投資」として進めております(仮称)「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」につきましては、京都縦貫自動車道の完成や同じく平成26年度に供用予定の近畿自動車道敦賀線の完成により、京阪神地域と日本海側地域を結ぶ周遊ネットワークが形成されることから、京都縦貫自動車道で唯一のサービスエリア機能を備えた地域振興拠点施設として、その実現に向けて関係機関と連携し整

備を加速してまいります。

また、国道9号及び27号においては、旧町間を結ぶ幹線道路でもあることから、狭小区間や歩道未設置区間の解消など、道路利用者の安全確保のため、関係機関と連携して一層の要望活動を行い、未改良区間の早期事業化を求めてまいります。

府道の関係につきましては、ほとんどの路線が事業継続路線となっております。いずれの路線も地域間の連絡や、国道に連絡する幹線道路となっているなど、沿線住民の生活に欠かすことのできない重要な道路であり、災害時の避難道路としてもその役割は重要であることから、狭小、急カーブなど未改良箇所の早期改修に向けて、沿線住民の皆様や、促進同盟会、協議会の皆様と共に要望活動を行ってまいります。

町道関係では、町総合計画や地域からの要望をもとに、道路利用者の安全や利便性の向上につながるよう幹線道路を中心に拡幅や改良事業に取り組んでまいります。また、橋りょうにつきましては、長寿命化修繕計画に基づき、順次補修工事を進めてまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により洪水調整が図られ、治水機能が向上したことにより、流域住民の安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう連携して取り組んでまいります。

また、土砂災害から住民の生命と財産を守る砂防事業等につきましても取り組んでまいります。

畑川ダム建設事業につきましては、今月末にダム本体工事が完成することから、今後は関係機関とともにダムの適正な維持管理に努めてまいります。また、ダム

関連事業として整備を進めています町道235号線の付替え工事も完成することから、連結する南丹市道との調整を図り、供用を目指してまいります。さらに、ダム湖畔の周辺整備につきましては、ダム完成後の景観も考慮する中で、地元地域はもとより町の活性化に寄与する施設として、関係者との十分な協議を行いながら持続可能な整備を目指してまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に現有施設における管理業務を徹底するとともに、丹波・瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備事業を引き続き推進してまいります。

また、畑川ダムの適正な維持管理に向けての調整や関連する施設整備計画の推進など京都府と連携して進めてまいります。

下水道事業では、財源確保と「受益と負担の公平性」の観点から、下水道使用料の適正化を進めており、安定的な経営の継続に努めてまいります。今後とも、住民の皆様の快適な生活環境を守るとともに循環型社会の構築を図るため、計画的、効率的な維持管理の徹底と施設整備事業の推進に努めてまいります。

次に、「愛」のあるまちづくりであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、次世代育成支援後期行動計画を具体的に進めつつ、昨年8月に成立いたしました「子ども・子育て関連3法」を受け、幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を確保するための「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。また、平成23年度から開始しました児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を推進するとともに、発達支援事業の充実に努めてまいります。

なお、保育所の運営につきましては、若い世代の就労を支援するため、平成24年度から受け入れ児童の年齢を10ヶ月からに引き下げており、引き続き乳幼

児期の教育・保育の充実を図ってまいります。

学校教育では、児童・生徒の学力の向上を図るとともに、個性及び能力の伸長に努めてまいります。また、支援を要する児童・生徒のために学習支援員の配置を継続するとともに、豊かな心を育てる教育の観点から、演劇、音楽等の芸術鑑賞の取組や、読書指導員による読み聞かせの活動を引き続き実施してまいります。

平成25年度からスタートする全ての中学校での給食につきましては、成長期である中学生の食育は重要であり、栄養バランスのとれた給食を提供し、望ましい食習慣を定着させ、心身ともに健康な生徒の育成に努めてまいります。

社会教育においては、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など、様々な力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進してまいります。また、スポーツ活動を通じて住民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、町の誇りであり大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承に努めてまいります。

全町開局したケーブルテレビ事業では、今後とも町内の旬な話題や身近な出来事を取り上げるなど、地域に密着した住民参加型メディアとして豊かで快適な情報化農村の実現を目指してまいります。

また、活力ある地域づくりに向けて、地域の皆様を励まし元気づけることや、地域の課題解決に向けて共に行動するきめ細かな地域支援が求められております。今後とも地域支援担当職員を中心に地域に溶け込み積極的な応援体制を構築してまいります。

さらに、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができ、社会の実現に向けて、住民要望や住民相談等に対し、きめ細かな対応を行ってまいります。また、平成24年度から開設しました「女性のための相談窓口」につきましては、月1回の実施を継続し、関係機関と連携しながら、各種相談

業務を充実させ、ぬくもりとほほえみのある町政を推進してまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境問題に関する啓発やリサイクル情報の提供に努めるとともに、生ゴミ等堆肥化容器購入助成や資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、ゴミの減量化や再資源化など、資源循環型のまちづくりを推進してまいります。

産業廃棄物については、関係機関と緊密な連携を図り、事業者の責任において適切な処理が行われるよう不法投棄等に対する監視を強めるとともに、適正な動物飼養や空き地管理について、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

また、地球温暖化防止対策に加え、再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、「住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助制度」を継続してまいります。

最後になりましたが、これら施策の実現には、健全財政の維持、確保が不可欠であります。先に述べましたとおり、平成25年度におきましては、地方税収入の伸びが見込まれる一方、地方交付税総額は地方公務員の給与削減を前提に減額されており、増え続ける社会保障関係経費の財源確保が懸念されるところであります。

本町の課題であります地方債残高の縮小につきましては、平成21年度までに実施した9億7,000万円の繰上償還をはじめ、交付税算入のある有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制による公債費負担の適正化などにより、平成24年度末の実質公債費比率も15%台前半が見込めるなど、昨年度に引き続き好転する見込みであります。しかしながら、実質公債費比率の単年度比較では、昨年度を上回るほか、常々申し上げておりますように、比率の算定に大きなウエイトを占める普通交付税は合併特例による算定であり、平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要であります。

そのためにも、土地開発公社先行取得用地の債務につきましても、同じく債務負担行為の設定期限である平成27年度までに、すべて解消することとし、計画的な買戻しに取り組んでまいります。

さらに、支えあう社会の実現に必要な財源の確保に向け、「公平・透明・納得」の原則の下、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構を十分機能させ、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めるとともに、公共料金の未収金対策につきましても引き続き積極的な取組を進めてまいります。

あわせて、多様化した住民ニーズに応えられる質の高い行政運営のためには、職員の資質向上が重要であります。このため、職員自らが常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上に向けて日々切磋琢磨することはもちろん、職員研修や人事評価制度などを通じて政策形成能力の向上を図るとともに、公平公正で親切丁寧な対応に心がけ、やさしさとぬくもりを感じていただける役場づくりに一層努めてまいります。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私ひとりで成しえるものではございません。緊張感をもって誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成25年度の施政方針といたします。